

令和3年3月16日

予算決算常任委員長 重村法弘様

予算決算常任委員 岩藤睦子

議案第8号 令和3年度長門市一般会計予算に対する附帯決議

下記のとおり附帯決議を提出します。

記

議案第8号 令和3年度長門市一般会計予算に対する附帯決議

市は、以下の事項に十分留意の上、予算執行に努めること。

1. コロナウイルス感染症の影響による生活困窮や事業不振による滞納等が発生した場合、現下の地域経済の状況に鑑み、減免や徴収猶予を適用するなど、滞納者個々の実情を十分考慮し、適切に対応すること。
2. F T T H (光) 化事業は、令和4年度春からの市内全域のサービス開始となるため、令和3年度が最終年度の計画になっているが、これまでも工期内に完了しない工事があったことから、令和3年度の事業執行にあたっては工期内に工事を完了すること。また、設計・施工の一括発注を見直し、工事の責任体制の明確化を図ること。
3. シティプロモーション事業及び海・山・人が織りなす新たな旅のスタイル創造事業については、総務省の地域おこし企業人交流プログラムを活用することになっている。登用される外部人材の能力が十二分に発揮できる環境と体制の整備を図ること。
4. 油谷支所宇津賀出張所の移転については、行政や郵便窓口の存続のためにはやむを得ない側面があるものの、過疎地域における身近な行政機関として、住民サービスの維持や地域コミュニティの確保を図り、行政機能の低下にならないよう努めること。
5. 7つの地区社協にエリア支援員を配置する予定としているが、その任務については抽象的であるため、地区社協とエリア支援員との線引きが難しい。はっきりとした線引きをするとともに、指揮監督の徹底を図ること。

6. 就労移行支援事業は障害者の一般就労等への移行に向けての大切な準備期間となるが、本市では2年前から就労移行支援を行う事業所がなくなり、萩市など他市の事業所を利用している状況になっている。障害のある方が市内で就労移行支援を利用できるように引き続き尽力されたい。
7. コロナ禍で生活に困窮する世帯が増える中で、最後の安全網である生活保護の役割はますます重要になっており、厚生労働省も「生活保護の申請は国民の権利」とホームページで呼びかけ、申請の障害になっている親族への扶養照会も「義務でない」と認めている。相談者が申請をためらうことのないような対応を取り、保護を適切に実行すること。
8. コロナウイルス感染症の蔓延による影響もあり、全国的に自殺者が増加傾向にある。こうした事態を未然に防ぐためにも、庁内各課及び関係機関や団体との緊密な連携を行ない、自殺予防対策に取り組むこと。
9. 女性のがん検診受診率向上対策事業については、広報やほっちゃんテレビ、SNSを活用するなど、市民への周知徹底を図り、さらなる受診率の向上に努めること。
10. 地域公共交通推進事業においては、既存バス路線の減便、廃止を含めた見直しを進め、市内全域への「デマンド交通」の導入を基本とした市民の利便性を損なうことのない公共交通体系の再構築を図ること。
11. 三隅地区工場用地整備事業について、諸般の事情により当初計画からかなりの遅れを生じていることから、進出企業の工場建設が早期に着手できるよう、引き続き用地造成の完了を目指し着実な事業進捗を図られたい。

以上決議する。